

男鹿市条例第7号

男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例

(男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第1条 男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年男鹿市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条の4第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(最低責任負担額)</p> <p>第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額(以下「最低責任負担額」という。)は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を</p>

改正後	改正前
る数を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 男鹿市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年男鹿市条例第186号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8第8項 の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項 の規定により、水道事業等の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 男鹿市病院事業の設置等に関する条例（平成17年男鹿市条例第192号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の8第8項 の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項 の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が

改正後	改正前
100万円以上である場合とする。	100万円以上である場合とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。